



# 島根県報

平成25年8月2日（火）

第2,517号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

島根県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則 (環 境 政 策 課) 3

### 【告 示】

地方税法第144条の9第3項の規定による特約業者の指定の取消し (税 務 課) 16

補助金等交付規則第3条の規定によりしまね環境基金（島根県再生可能エネルギー

一等導入推進基金）事業費補助金の交付の対象等を定める告示

(地 域 政 策 課) 16

介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定

(高 齢 者 福 祉 課) 17

森林法第189条の規定による告示及び掲示

(森 林 整 備 課) 17

### 【公 告】

平成25年度消防設備士講習の実施

(消 防 総 務 課) 17

特定計量器の定期検査の実施

(商 工 政 策 課) 18

採石業務管理者試験の実施

(河 川 課) 19

都市計画事業の認可

(都 市 計 画 課) 20

## 公布された条例等のあらまし

### ◇島根県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則（規則第58号）

#### 1 規則の概要

- (1) 対象事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）についての検討その他の手続に関し次のとおり定めることとした。
  - ア 対象事業を実施しようとする者が、対象事業に係る計画の立案の段階において、計画段階配慮事項についての検討を行った上で決定しなければならない当該事業が実施されるべき区域その他の事項（第3条の2・別表第1の2関係）
  - イ 計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）の記載事項（第3条の3・第3条の4関係）
  - ウ 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、事業実施想定区域及び既に入手している情報によって、1以上の環境の構成要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とすること。（第3条の5関係）
  - エ 配慮書の送付に係る様式（第3条の6・様式第1号関係）
  - オ 配慮書の公表の方法等（第3条の7関係）
  - カ 配慮書の案又は配慮書について一般の意見を求める場合の方法等（第3条の8第1項―第4項関係）
  - キ 配慮書について一般の意見を求めたときは、縦覧及びインターネットの利用による公表をもって、配慮書の公表をしたものとみなすこと。（第3条の8第5項関係）
  - ク 配慮書についての意見の概要の送付に係る様式（第3条の9・様式第1号の2関係）
  - ケ 配慮書についての知事の意見の提出期間は、配慮書について一般の意見を求めない場合にあっては配慮書の送付を受けた日から60日、配慮書について一般の意見を求めた場合にあっては意見の概要を記載した書類の送付を受けた日から60日とすること。（第3条の10関係）
  - コ 配慮書の公表を行ってから環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）の公告を行うまでの間における対象事業の廃止等の場合の通知に係る様式（第3条の11・様式第1号の3関係）
  - サ 配慮書の公表を行ってから方法書の公告を行うまでの間における対象事業の廃止等の場合の公表の方法等（第3条の12関係）
- (2) 方法書の記載事項について定めることとした。（第3条の13関係）
- (3) 環境影響評価準備書の記載事項について定めることとした。（第12条の2関係）
- (4) (1)から(3)までに伴う都市計画決定権者が計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行う場合における条例及び規則の規定の読替えについて定めることとした。（第40条関係）
- (5) 配慮書の公表を行ってから方法書の公告を行うまでの間において、対象事業を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が当該対象事業を実施しようとする者及び配慮書又は方法書の送付を受けた者にその旨を通知したときは、対象事業を実施しようとする者は、当該対象事業に係る方法書を作成していない場合にあっては当該配慮書及び知事の意見に係る書面を、方法書を既に作成している場合にあっては当該方法書を当該都市計画決定権者に送付するものとする事とした。（第43条関係）
- (6) 配慮書の提出部数を定めることとした。（第49条関係）
- (7) 島根県環境影響評価条例の一部を改正する条例附則の規定に係る必要な読替えについて定めることとした。（附則第2項関係）
- (8) 島根県環境影響評価条例の一部を改正する条例の施行に伴う規定及び様式の整備
- (9) その他規定及び様式の整理

#### 2 施行期日

平成25年10月1日から施行することとした。ただし、1の(7)及び(9)については、公布の日から施行することとし

た。

## 規 則

島根県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 8 月 6 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県規則第58号

島根県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

島根県環境影響評価条例施行規則（平成11年島根県規則第98号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2章 方法書（第4条—第12条）」を「第2章 配慮書（第3条の2—第3条の12）」に、「第3章」を「第3章 方法書（第3条の13—第12条）」に

「第4章」に、「第13条」を「第12条の2」に、「第4章」を「第5章」に、「第5章」を「第6章」に、「第6章」を「第7章」に、「第7章」を「第8章」に、「第8章」を「第9章」に、「第9章」を「第10章」に改める。

第49条の表中3の項を4の項とし、2の項を3の項とし、1の項を2の項とし、同項の前に次のように加える。

1 配慮書	知事	35部
	対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長	5部

第9章を第10章とし、第8章を第9章とする。

第40条第1項中「条例第35条の規定により都市計画決定権者が」を「都市計画決定権者が、条例第35条第1項の規定により計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行う場合及び同条第2項の規定により」に、「条例第5条」を「条例第4条の2」に改め、「まで（」の次に「第4条の3第2項、第4条の7第1項第4号及び第2項、」を加え、同項の表第5条第1項各号列記以外の部分の部に前に次のように加える。

第4条の2	対象事業（法第二種事業であつて、法第4条第3項に規定する措置がとられていないもの（法第3条の10第1項の規定による通知がなされた事業を除く。）を含む。以下この章において同じ。）を実施しようとする者	第35条第1項の都市計画決定権者（以下「都市計画決定権者」という。）
	対象事業に	対象事業（法第二種事業であつて、法第4条第3項に規定する措置がとられていないもの（法第3条の10第1項の規定による通知がなされた事業を除く。）を含む。）が都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業（以下「都市計画対象

		事業」という。)に
第4条の3第1項各号列記以外の部分	対象事業を実施しようとする者	都市計画決定権者
第4条の3第1項第1号	対象事業を実施しようとする者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
第4条の3第1項第2号	対象事業	都市計画対象事業
第4条の4	対象事業を実施しようとする者	都市計画決定権者
	対象事業に	都市計画対象事業に
第4条の5、第4条の6及び第4条の7第1項	対象事業を実施しようとする者	都市計画決定権者
第4条の7第1項第1号	対象事業を実施しない	対象事業又は対象事業に係る施設(以下「対象事業等」という。)を都市計画に定めない
第4条の7第1項第3号	対象事業	都市計画対象事業

第40条第1項の表第5条第1項各号列記以外の部分の部を次のように改める。

第5条第1項各号列記以外の部分	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業

第40条第1項の表第5条第1項第3号の部の次に次のように加える。

第5条第1項第6号	事業者	都市計画決定権者
-----------	-----	----------

第40条第1項の表第5条第1項第4号の部中「第5条第1項第4号」を「第5条第1項第7号」に改め、同表第21条の部中「第35条」を「第35条第2項」に改め、同表第23条の部中「対象事業又は対象事業に係る施設(以下「対象事業等」という。)」を「対象事業等」に改め、同条第2項中「条例第35条の規定により都市計画決定権者が」を「都市計画決定権者が、条例第35条第1項の規定により計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行う場合及び同条第2項の規定により」に、「、第5条」を「、第3条の2」に改め、「まで(」の次に「第3条の4、第3条の12第2項第4号、第4条、」を加え、同項の表第5条の部の前に次のように加える。

第3条の2	条例第4条の2	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の2
第3条の3第1項	条例第4条の3第1項第5号	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の3第1項第5号
	条例第4条の5第1項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の5第1項
第3条の3第2項	条例第4条の3第1項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の3第1項
	対象事業を実施しようとする者	都市計画決定権者
第3条の5	対象事業	都市計画対象事業
	条例第4条の4	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の4
第3条の6及び第3条の7第1項	条例第4条の4	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の4
第3条の7第2項各号列記以外の部分	対象事業	都市計画対象事業

第3条の7第2項第1号及び第4号並びに第3項第1号	対象事業を実施しようとする者	都市計画決定権者
第3条の8第1項各号列記以外の部分	対象事業を実施しようとする者	都市計画決定権者
	条例第4条の5第1項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の5第1項
第3条の8第1項第1号	対象事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第3条の8第1項第2号	対象事業	都市計画対象事業
第3条の8第3項	対象事業を実施しようとする者	都市計画決定権者
	条例第4条の5第1項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の5第1項
第3条の8第4項	対象事業を実施しようとする者	都市計画決定権者
	条例第4条の4	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の4
第3条の8第5項	条例第4条の4	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の4
第3条の9	条例第4条の5第2項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の5第2項
第3条の10	条例第4条の6第1項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の6第1項
	条例第4条の4	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の4
	条例第4条の5第2項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の5第2項
第3条の11並びに第3条の12第1項及び第2項各号列記以外の部分	条例第4条の7第1項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の7第1項
第3条の12第2項第1号	対象事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第3条の12第2項第2号	対象事業	都市計画対象事業
第3条の12第2項第3号	条例第4条の7第1項各号	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の7第1項第1号から第3号まで
第3条の13各号列記以外の部分	条例第5条第1項第8号	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第5条第1項第8号
第3条の13第1号	条例第4条の5第1項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の5第1項
	対象事業を実施しようとする者	都市計画決定権者
	条例第4条の2	第40条第1項の規定により読み替えて適用さ

		れる条例第4条の2
第3条の13第2号イ	対象事業を実施しようとする者	都市計画決定権者

第40条第2項の表第12条第2項の部の次に次のように加える。

第12条の2	条例第13条第1項第8号	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第13条第1項第8号
--------	--------------	-------------------------------------

第40条第2項の表第35条第2項第3号の部の次に次のように加える。

別表第1の2	対象事業	都市計画対象事業
	条例第4条の2	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の2

第40条第2項の表別表第2、別表第3及び様式第1号から様式第8号までの部中「、別表第3及び様式第1号から様式第8号まで」を「及び別表第3」に改め、同表に次のように加える。

様式第1号	島根県環境影響評価条例第4条の4	島根県環境影響評価条例施行規則第40条第1項の規定により読み替えて適用される島根県環境影響評価条例第4条の4
	対象事業	都市計画対象事業
様式第1号の2	島根県環境影響評価条例第4条の5第2項	島根県環境影響評価条例施行規則第40条第1項の規定により読み替えて適用される島根県環境影響評価条例第4条の5第2項
	対象事業	都市計画対象事業
様式第1号の3	島根県環境影響評価条例第4条の7第1項	島根県環境影響評価条例施行規則第40条第1項の規定により読み替えて適用される島根県環境影響評価条例第4条の7第1項
	対象事業	都市計画対象事業
様式第1号の4	島根県環境影響評価条例第6条	島根県環境影響評価条例施行規則第40条第1項の規定により読み替えて適用される島根県環境影響評価条例第6条
	対象事業	都市計画対象事業
様式第1号の5	島根県環境影響評価条例第7条の2第2項	島根県環境影響評価条例施行規則第40条第1項の規定により読み替えて適用される島根県環境影響評価条例第7条の2第2項
	対象事業	都市計画対象事業
様式第1号の6	島根県環境影響評価条例第7条の2第5項	島根県環境影響評価条例施行規則第40条第1項の規定により読み替えて適用される島根県環境影響評価条例第7条の2第5項
	対象事業	都市計画事業
様式第2号	島根県環境影響評価条例第9条	島根県環境影響評価条例施行規則第40条第1項の規定により読み替えて適用される島根県環境影響評価条例第9条
	対象事業	都市計画事業
様式第3号	島根県環境影響評価条例第14条	島根県環境影響評価条例施行規則第40条第1項の規定により読み替えて適用される島根県環境影響評価条例第14条

	対象事業	都市計画対象事業
様式第4号及び様式第5号	島根県環境影響評価条例第16条第2項	島根県環境影響評価条例施行規則第40条第1項の規定により読み替えて適用される島根県環境影響評価条例第16条第2項
	対象事業	都市計画対象事業
様式第6号	島根県環境影響評価条例第18条	島根県環境影響評価条例施行規則第40条第1項の規定により読み替えて適用される島根県環境影響評価条例第18条
	対象事業	都市計画対象事業
様式第7号	島根県環境影響評価条例第21条	島根県環境影響評価条例施行規則第40条第1項の規定により読み替えて適用される島根県環境影響評価条例第21条
	対象事業	都市計画対象事業
様式第8号	島根県環境影響評価条例第24条第1項	島根県環境影響評価条例施行規則第40条第1項の規定により読み替えて適用される島根県環境影響評価条例第24条第1項
	対象事業	都市計画対象事業

第43条の見出し中「事業者」を「事業者等」に改め、同条第1項を次のように改める。

対象事業を実施しようとする者が条例第4条の4の規定による公表を行ってから条例第7条の規定による公告を行うまでの間において、当該公表に係る対象事業を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が当該対象事業を実施しようとする者及び配慮書又は方法書の送付を当該対象事業を実施しようとする者から受けた者にその旨を通知したときは、対象事業を実施しようとする者は、当該対象事業に係る方法書を作成していない場合にあつては当該配慮書及び条例第4条の6第1項の書面を、方法書を既に作成している場合にあつては当該方法書を当該都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る対象事業については、条例第35条の規定は、都市計画決定権者が当該配慮書及び条例第4条の6第1項の書面又は当該方法書の送付を受けたときから適用する。

第43条第2項中「事業者」を「対象事業を実施しようとする者」に、「環境影響評価」を「計画段階配慮事項についての検討」に改め、同条第3項中「第35条」を「第35条第2項」に改め、同条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、第2項中「対象事業を実施しようとする者」とあるのは「事業者」と、「計画段階配慮事項についての検討」とあるのは「環境影響評価」と読み替えるものとする。

第43条第5項中「第4章及び第5章」を「第6章及び第7章」に、「第35条」を「第35条第2項」に改める。

第7章を第8章とし、第4章から第6章までを1章ずつ繰り下げる。

第3章中第13条の前に次の1条を加える。

(準備書の記載事項)

**第12条の2** 第3条の13の規定は、条例第13条第1項第8号の規則で定める事項について準用する。

第13条中「第4条」を「第3条の4」に、「方法書」を「配慮書」に改める。

第25条第2項中「第11条第2項」を「第3条の9第2項」に改める。

第3章を第4章とする。

第2章中第4条の前に次の1条を加える。

(方法書の記載事項)

**第3条の13** 条例第5条第1項第8号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第4条の5第1項の規定により配慮書の案又は配慮書について一般の意見を求めた場合については、次に掲げるもの

ア 一般の意見の概要

イ アの意見についての対象事業を実施しようとする者の見解

ウ 条例第4条の2の規定による事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容

(2) 条例第43条の2第2項において準用する場合であつて、法第3条の7第1項の規定により配慮書の案又は配慮書について一般の意見を求めた場合については、次に掲げるもの

ア 一般の意見の概要

イ アの意見についての対象事業を実施しようとする者の見解

ウ 法第3条の2第1項の規定による事業が実施されるべき区域その他の主務省令で定める事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容

第4条中「条例」を「第3条の4の規定は、条例」に、「にあつては、その旨を方法書に記載するものとする」を「について準用する」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第3条の4中「配慮書」とあるのは「方法書」と読み替えるものとする。

第6条中「様式第1号」を「様式第1号の4」に改める。

第9条の4第1項中「様式第1号の2」を「様式第1号の5」に改める。

第9条の8中「様式第1号の3」を「様式第1号の6」に改める。

第11条第2項を次のように改める。

2 第3条の9第2項の規定は、条例第9条の意見の概要の記載について準用する。

第2章を第3章とし、第1章の次に次の1章を加える。

## 第2章 配慮書

(条例第4条の2の規則で定める事項)

**第3条の2** 条例第4条の2の規則で定める事項は、別表第1の2の左欄に掲げる対象事業の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる事項とする。

(配慮書の記載事項)

**第3条の3** 条例第4条の3第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第4条の5第1項の規定により配慮書の案についての意見を求めた場合における一般の意見の概要

(2) 条例第4条の5第1項の規定による配慮書の案又は配慮書について意見を求めない場合における当該意見を求めないこととした理由

2 条例第4条の3第1項の規定により配慮書を作成するに当たっては、前項第1号の意見についての対象事業を実施しようとする者の見解を記載するように努めるものとする。

(配慮書の作成)

**第3条の4** 条例第4条の3第2項の規定により2以上の対象事業について併せて配慮書を作成した場合にあつては、その旨を配慮書に記載するものとする。

(環境影響を受ける範囲と認められる地域)

**第3条の5** 対象事業に係る条例第4条の4の環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、事業実施想定区域及び既に入手している情報によって、1以上の環境の構成要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

(配慮書の送付)

**第3条の6** 条例第4条の4の規定による配慮書の送付は、計画段階環境配慮書送付書(様式第1号)により行うものとする。

(配慮書の公表)

**第3条の7** 条例第4条の4の規定による配慮書及びこれを要約した書類(以下この条において「配慮書等」という。)

に係る公表は、配慮書等を縦覧に供するとともに、インターネットの利用により行うものとする。

2 前項の規定により配慮書等を縦覧に供する場所は、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域内において、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

- (1) 対象事業を実施しようとする者の事務所
- (2) 県の庁舎その他の県の施設
- (3) 関係市町村の協力が得られた場合にあっては、関係市町村の庁舎その他の関係市町村の施設
- (4) 前3号に掲げるもののほか、対象事業を実施しようとする者が利用できる適切な施設

3 第1項に規定するインターネットの利用による公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 対象事業を実施しようとする者のウェブサイトへの掲載
- (2) 県のウェブサイトへの掲載
- (3) 関係市町村の協力を得て、関係市町村のウェブサイトに掲載すること。

4 前3項に規定する方法による公表は、配慮書等の内容を周知するための相当な期間を定めて行うものとする。

(配慮書等についての意見の聴取)

**第3条の8** 対象事業を実施しようとする者は、条例第4条の5第1項の規定により配慮書の案について一般の意見を求めるときは、当該配慮書の案を作成した旨及び次に掲げる事項を公告し、公告の日から起算して1月間、当該配慮書の案を縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するものとする。この場合において、当該縦覧及びインターネットの利用による公表の方法は、前条第2項及び第3項に規定する方法の例によるものとする。

- (1) 対象事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 事業実施想定区域
- (4) 配慮書の案の縦覧等の方法及び期間
- (5) 配慮書の案について環境の保全の見地からの意見を有する者は、当該意見を、当該意見を有する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに当該意見の対象である配慮書の案の名称を明記した書面により提出することができる旨
- (6) 前号に規定する書面による意見（以下この号において「意見書」という。）の提出期限、提出先その他意見書の提出に関し必要な事項

2 前項の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 島根県報への掲載
- (2) 関係市町村の協力を得て、関係市町村の公報又は広報紙に掲載すること。
- (3) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載

3 前2項の規定は、対象事業を実施しようとする者が、条例第4条の5第1項の規定により配慮書について一般の意見を求めるときについて準用する。この場合において、第1項中「配慮書の案」とあるのは「配慮書」と、「を縦覧」とあるのは「及びこれを要約した書類を縦覧」と、同項第4号中「の縦覧等」とあるのは「及びこれを要約した書類の縦覧等」と読み替えるものとする。

4 対象事業を実施しようとする者は、前項の規定により意見を求めるに当たっては、条例第4条の4の規定による送付をした後、速やかに行うよう努めるものとする。

5 第3項の規定により意見を求めたときは、同項において読み替えて準用する第1項の規定による縦覧及びインターネットの利用による公表をもって、条例第4条の4の規定による公表をしたものとみなす。

(配慮書についての意見の概要の送付)

**第3条の9** 条例第4条の5第2項の規定による書類の送付は、配慮書についての意見の概要送付書（様式第1号の2）により行うものとする。

2 条例第4条の5第2項の意見の概要の記載は、関係住民の意見の概要と関係住民以外の者の意見の概要とに区分して行うものとする。

(配慮書についての知事の意見の提出期間)

**第3条の10** 条例第4条の6第1項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 配慮書について一般の意見を求めない場合 条例第4条の4の規定による配慮書の送付を受けた日から60日
  - (2) 配慮書について一般の意見を求めた場合 条例第4条の5第2項の規定による書類の送付を受けた日から60日
- (対象事業の廃止等の場合の通知)

**第3条の11** 条例第4条の7第1項の規定による通知は、配慮書に係る対象事業廃止等届出書(様式第1号の3)により行うものとする。

(対象事業の廃止等の場合の公表)

**第3条の12** 条例第4条の7第1項の規定による公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 島根県報への掲載
- (2) 関係市町村の協力を得て、関係市町村の公報又は広報紙に掲載すること。
- (3) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載

2 条例第4条の7第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 対象事業を実施しようとする者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 条例第4条の7第1項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号
- (4) 条例第4条の7第1項第4号に該当した場合にあっては、引継ぎにより新たに対象事業を実施しようとする者となった者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

別表第1の5の項の1中「電気事業法」の次に「(昭和39年法律第170号)」を加え、同表の次に次の1表を加える。

**別表第1の2** (第3条の2関係)

対象事業の区分	条例第4条の2の規則で定める事項
1 別表第1の1の項に該当する対象事業	事業が実施されるべき区域の位置及び事業の規模(事業に係る道路の長さをいう。)
2 別表第1の2の項の1に該当する対象事業	事業が実施されるべき区域の位置(河川法(昭和39年法律第167号)第8条に規定する河川工事として行うものについては、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第10条の3第2号イの施行の場所をいう。以下この表において「河川事業が実施されるべき区域の位置」という。)及び事業の規模(事業に係る貯水面積をいう。)
3 別表第1の2の項の2又は3に該当する対象事業	河川事業が実施されるべき区域の位置及び事業の規模(事業に係る湛水面積をいう。)
4 別表第1の2の項の4に該当する対象事業	河川事業が実施されるべき区域の位置及び事業の規模(施設が設置される土地の面積及び施設の操作により露出することとなる水底の最大の水平投影面積をいう。)
5 別表第1の2の項の5に該当する対象事業	河川事業が実施されるべき区域の位置及び事業の規模(事業に伴い形状を変更する土地の面積をいう。)
6 別表第1の3の項に該当する対象事業	事業が実施されるべき区域の位置及び事業の規模(事業に係る鉄道の長さをいう。)
7 別表第1の4の項に該当する対象事業	事業が実施されるべき区域の位置及び事業の規模(飛行場及びその施設の設置

象事業	の事業又は滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更の事業にあつては滑走路の長さ、滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の変更の事業にあつては延長前及び延長後の滑走路の長さをいう。)
8 別表第1の5の項に該当する対象事業	事業が実施されるべき区域の位置、事業の規模又は発電設備等の構造若しくは配置に関する事項であつて、次に掲げる事項を含むものとする。 (1) 事業が実施されるべき区域の面積 (2) 事業に係る電気工作物（電気事業法第2条第1項第16号に規定する電気工作物をいう。）その他の設備に係る事項
9 別表第1の6の項に該当する対象事業	事業が実施されるべき区域の位置及び埋立て又は干拓の事業の規模（事業に係る埋立干拓区域の面積をいう。)
10 別表第1の7の項から9の項までに該当する対象事業	事業が実施されるべき区域の位置及び事業の規模（事業に係る施行区域の面積をいう。)
11 別表第1の10の項に該当する対象事業	事業が実施されるべき区域の位置及び事業の規模（事業に係る宅地の面積をいう。)
12 別表第1の11の項の1に該当する対象事業	事業が実施されるべき区域の位置及び事業の規模（事業に係る施行区域の面積又はホール数をいう。)
13 別表第1の11の項の2に該当する対象事業	事業が実施されるべき区域の位置及び事業の規模（事業に係る施行区域の面積をいう。)
14 別表第1の11の項の3から6までに該当する対象事業	事業が実施されるべき区域の位置及び事業の規模（事業に係る土地の区域の面積をいう。)
15 別表第1の12の項に該当する対象事業	事業が実施されるべき区域の位置及び事業の規模（事業を施行する区域の面積をいう。)
16 別表第1の13の項の1から4まで、7又は8に該当する対象事業	事業が実施されるべき区域の位置、事業の規模（施設の処理能力をいう。)
17 別表第1の13の項の5又は6に該当する対象事業	事業が実施されるべき区域の位置及び面積、事業の規模（施設の処理能力をいう。)
18 別表第1の14の項に該当する対象事業	事業が実施されるべき区域の位置及び事業の規模（排出ガス量又は排出水量をいう。)
19 別表第1の15の項に該当する対象事業	事業が実施されるべき区域の位置及び事業の規模（計画処理人口をいう。)
20 別表第1の16の項に該当する対象事業	事業が実施されるべき区域の位置及び事業の規模（事業に係る施行区域の面積、宅地の面積又は土地の区域の面積をいう。)

様式第1号の3を様式1号の6とし、様式第1号の2を様式第1号の5とし、様式第1号を様式第1号の4とし、同様

式の前に次の3様式を加える。

様式第 1 号 (第 3 条の 6 関係)

年 月 日

島 根 県 知 事 様  
( 市町村長 )

住所

氏名

④

〔 法人にあつては、その名称、代表者  
の氏名及び主たる事務所の所在地 〕

計画段階環境配慮書送付書

島根県環境影響評価条例第 4 条の 4 の規定により、計画段階環境配慮書を別添のとおり送付します。

記

- 1 対象事業の名称
- 2 対象事業の種類
- 3 対象事業の規模
- 4 事業実施想定区域
- 5 連絡先 (所在地、電話番号、所属及び担当者氏名)

様式第1号の2 (第3条の9関係)

年 月 日

島 根 県 知 事 様  
( 市町村長 )

住所

氏名

④

〔 法人にあつては、その名称、代表者  
の氏名及び主たる事務所の所在地 〕

## 配慮書についての意見の概要送付書

島根県環境影響評価条例第4条の5第2項の規定により、配慮書の案又は配慮書についての意見の概要を記載した書類を別添のとおり送付します。

## 記

- 1 対象事業の名称
- 2 対象事業の種類
- 3 一般の意見書の提出の有無
- 4 一般の意見書の数
- 5 連絡先(所在地、電話番号、所属及び担当者氏名)

備考 「一般の意見書の数」の欄には、関係住民の意見書の数及び関係住民以外の者の意見書の数並びにその合計を記載すること。

様式第 1 号の 3 (第 3 条の11関係)

年 月 日

島 根 県 知 事  
( 市町村長) 様

住所

氏名

④

〔 法人にあつては、その名称、代表者  
の氏名及び主たる事務所の所在地 〕

## 配慮書に係る対象事業廃止等届出書

島根県環境影響評価条例第 4 条の 7 第 1 項の規定により、対象事業の廃止等について、下記のとおり届け出ます。

## 記

- 1 対象事業の名称
- 2 対象事業の種類
- 3 対象事業の規模
- 4 事業実施想定区域
- 5 廃止等(予定)年月日
- 6 事業廃止等の理由
- 7 条例第 4 条の 7 第 1 項第 4 号に該当する場合は、引継ぎにより新たに対象事業を実施しようとする者となった者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 8 連絡先(所在地、電話番号、所属及び担当者氏名)

様式第8号中「第25条第1項第3号」を「第24条第1項第3号」に改める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年10月1日から施行する。ただし、別表第1及び様式第8号の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置に係る必要な読替え)

- 2 島根県環境影響評価条例の一部を改正する条例（平成24年島根県条例第48号）附則第8条第3項の必要な読替えは、同条第1項中「、第2条による改正後の条例」とあるのは「、第2条による改正後の条例第35条第1項の規定により規則で定めるところにより第2条による改正後の条例」と、「による第2条による改正後の条例」とあるのは「による第2条による改正後の条例第35条第1項の規定により規則で定めるところにより第2条による改正後の条例」と読み替えるものとする。

## 告 示

### 島根県告示第552号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消したので告示する。

平成25年8月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
株式会社昭和石油出雲発売所	島根県出雲市高岡町441番地	平成25年7月8日

### 島根県告示第553号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、しまね環境基金（島根県再生可能エネルギー等導入推進基金）事業費補助金の交付の対象等を次のとおり定めたので告示する。

平成25年8月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 補助金等の名称  
しまね環境基金（島根県再生可能エネルギー等導入推進基金）事業費補助金
- 2 交付の目的  
地域防災拠点等の民間施設において、再生可能エネルギー等の導入を支援し、もって災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの導入を支援する事業を実施することを目的とする。
- 3 交付の対象となる事業、交付の対象である経費、交付の率等及び交付の限度額

交付の対象となる事業	交付の対象である経費	交付の率等	交付の限度額
民間事業者が、地域住民をはじめとした不特定多数の人が利用するなど、災害時等において地域の防災拠点施設となり得る施設において、再生可能エネルギー等を導入する事業	事業を行うために必要な設計費、本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、事務費、業務費その他必要な経費で知事が認めたもの	事業に要する総事業費から寄附金その他の収入の額を控除した額に3分の1を乗じて得た額を上限とする額	1 民間事業者あたり1,000万円以内

## 島根県告示第554号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

平成25年 8 月 2 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社ファーマシィ	居宅介護支援	ファーマシィ出雲 居宅介護支援事業所	出雲市姫原4丁目10-2	平成25年 8 月 1 日

## 島根県告示第555号

平成25年農林水産省告示第2169号で指定された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を川本町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成25年 8 月 2 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住所
邑智郡川本町大字川下2775、3781-1、3781-3、3782-1、3782-2	谷川 タカ	邑智郡川本町大字川下1493

## 公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定により、平成25年度消防用設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。

平成25年 8 月 2 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 1 受講対象者

- (1) 消防設備士免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内の者
- (2) 前回の講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内の者

### 2 講習年月日及び場所

講習区分	免状の区分	講習年月日	場 所
消火設備	第1類の甲種	平成25年10月 8 日	出雲市
	〃 乙種		
	第2類の甲種		
	〃 乙種		
	第3類の甲種		
	〃 乙種		

警報設備	第4類の甲種	平成25年10月11日	浜田市
	〃 乙種	平成25年10月18日	松江市
	第7類の乙種		
避難設備・消火器	第5類の甲種	平成25年10月25日	松江市
	〃 乙種		
	第6類の乙種		

注 1 受講申請書を受理した後、講習年月日及び場所を指定した受講票を本人宛てに送付する。

2 受講人員の状況によっては、講習日時及び場所を変更する場合がある。

### 3 講習科目及び講習時間

(1) 消防用設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項 2時間30分

(2) 消防用設備等の工事又は整備に関する事項 4時間

※ 講習終了後効果測定を行う。

### 4 受講申請手続

(1) 受講申請書の請求先

(一社)島根県消防設備協会、島根県防災部消防総務課、隠岐支庁、県民センター及び県民センター各事務所並びに各消防本部

(2) 受講手数料

7,000円に相当する額の島根県収入証紙を受講申請書の手数料欄に貼り付けること。

(3) 受付期間及び提出先

ア 受付期間

平成25年9月2日から同月20日まで（郵送の場合は、9月20日の消印有効）

イ 提出先

松江市殿町1番地 島根県庁7階「(一社)島根県消防設備協会」（郵送の場合は、封筒の表に「消防設備士受講申請」と朱書のこと。）

### 5 問合せ先

〒690-8501

松江市殿町1 島根県庁7階

(一社)島根県消防設備協会

電話 0852-28-7305又は0852-22-6828

F A X 0852-22-6754

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により公告する。

平成25年8月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 定期検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号の非自動はかり（同令第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

#### 2 実施する定期検査

(1) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号又は第3号の規定に該当する特定計量器の検査

検 査 期 日	検 査 場 所	検 査 区 域
11月18日から12月17日まで	特定計量器の所在の場所	出雲市、江津市、津和野町、吉賀町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

(2) 特定計量器検定検査規則第39条第1項第2号、第4号又は第5号の規定に該当する特定計量器の検査

検 査 期 日	検 査 場 所	検 査 区 域
8月26日から11月15日まで	特定計量器の所在の場所	出雲市、江津市、津和野町、吉賀町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

(3) (1)又は(2)に該当しない特定計量器の検査

市 町 村	検 査 期 日	検 査 時 間	検 査 場 所
江津市	8月26日	13時から16時まで	江津市役所
	8月27日	9時30分から16時まで	
	8月28日	10時から15時30分まで	
	8月29日	10時から16時まで	
	8月30日	9時から14時30分まで	
吉賀町	9月3日	9時30分から15時30分まで	吉賀町役場
	9月4日	9時30分から16時まで	
	9月5日	9時30分から12時まで	
津和野町	9月10日から9月12日まで	10時から16時まで	津和野町役場
	9月13日	10時から11時30分まで	
出雲市	9月30日	10時から16時まで	出雲市役所
	10月1日	10時から15時まで	
	10月2日から10月3日まで	10時から15時30分まで	
	10月4日	10時30分から15時まで	
	10月7日	10時から15時30分まで	
	10月8日	10時から16時まで	
	10月9日	10時30分から15時30分まで	
	10月10日	10時から15時30分まで	
	10月11日	10時から16時まで	
	10月28日から11月1日まで	10時から15時30分まで	
	11月11日から11月15日まで	10時から16時まで	

備考 受付時間は、上記検査時間のうち12時から13時までの間を除く時間とする。

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13の規定に基づき、採石業務管理者試験を次のとおり実施するので、採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）第8条の7の規定により公告する。

平成25年 8 月 2 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験の日時

平成25年10月11日（金）午前10時から正午まで（受付は午前9時30分から行い、遅刻は試験開始後30分まで受験を認

める。)

## 2 試験会場

大田市大田町大田イ236-4

島根県立男女共同参画センター「あすてらす」 3階研修室

## 3 試験の方法及び科目

次に掲げる科目を筆記試験により行う。

- (1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
- (2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採取、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積方法並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

## 4 提出書類

- (1) 受験願書（所定の様式）
- (2) 写真2枚、うち1枚は受験票に貼り付けること。（手札形（縦8センチメートル×横6センチメートル）とし、受験願書提出前6月以内に撮影した正面無帽上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。）
- (3) 受験票（所定の様式）

## 5 受験手数料

8,000円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼り付けること。

## 6 受験願書等の請求先

島根県土木部河川課、隠岐支庁県土整備局、隠岐支庁県土整備局島前事業部、各県土整備事務所、県土整備事務所各（土木）事業所又は一般社団法人島根県採石協会

## 7 受験願書等の提出先

〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県土木部河川課

## 8 受験願書等の受付期間

平成25年9月2日（月）から同月17日（火）まで

なお、郵送の場合は、平成25年9月17日までの消印があるものに限り受け付ける。

## 9 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験番号を記載した受験票を交付するので、これを試験当日に持参すること。

## 10 結果発表

試験結果は、平成25年10月28日（月）に郵送にて本人に通知するほか、県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、県河川課のホームページ（<http://www.pref.shimane.lg.jp/kasen/>）に掲載する。

## 11 その他

詳細については、島根県土木部河川課管理グループ（電話0852-22-5499）に照会すること。

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、都市計画事業の認可の告示（平成25年中国地方整備局告示第115号）があったので、同法第66条の規定により、都市計画事業の施行について次のとおり公告する。

平成25年8月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 都市計画事業の種類及び名称

江津都市計画道路事業7・5・4号あけぼの通り線

## 2 施行者の名称

島根県

## 3 事務所の所在地

浜田市片庭町 浜田県土整備事務所

4 事業地

- (1) 収用の部分 島根県江津市江津町地内
- (2) 使用の部分 なし